平成２２年（フ）第１６８号
新潟県胎内市草野95番地
債務者　五十嵐鐵**藏**
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　達雄
4　破産債権の届出期間　平成22年12月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月16日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第８３号
栃木県那須塩原市東豊浦23番地23　加藤アパート１号
債務者　仁平　勝夫
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　室井　淳男
4　破産債権の届出期間　平成22年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年12月17日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第８４号
栃木県那須塩原市東豊浦23番地23　加藤アパート１号
債務者　仁平　チヨ
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　室井　淳男
4　破産債権の届出期間　平成22年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年12月17日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第１６２号
福島県会津若松市西七日町６番53号　ウエストアルカディアＡ３号、前住所福島県会津若松市大戸町大字芦牧字峠516番地
債務者　井上　愼弥
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　廣之
4　破産債権の届出期間　平成22年11月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月２日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第５３１号
熊本県合志市須屋2019番地６
債務者　大家　亜紀
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田　晃一
4　破産債権の届出期間　平成22年11月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年１月11日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１３５８号
東京都八王子市下柚木３丁目７番地１―601
債務者　宮澤　良男
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉盛　勝久
4　破産債権の届出期間　平成22年11月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年１月26日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５４号
秋田県山本郡三種町鵜川字東本田26番地３
債務者　寺沢　敬子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　面山　恭子
4　破産債権の届出期間　平成22年11月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月３日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第８７１号
東京都葛飾区高砂６丁目16番３号第五三晃ハイツ103号
債務者　渡邉　節代（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　俊克
4　破産債権の届出期間　平成22年11月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年１月28日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１５０５号
広島市西区田方１丁目20番16号
債務者　白石　雄二
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹森　雅泰
4　破産債権の届出期間　平成22年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月21日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４４９号
兵庫県伊丹市梅ノ木６丁目６番８号　藤ハイム104号
債務者　大浅田忠義
1　決定年月日時　平成22年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高島　浩
4　破産債権の届出期間　平成22年11月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月27日午前10時５分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３７９号
沖縄県浦添市仲間２丁目22番１―203号　ラ・トゥール宮城
債務者　仲本　興也
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松崎　暁史
4　破産債権の届出期間　平成22年11月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月14日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４３２号
大阪府大阪市中央区十二軒町３丁目20番地　パルハイツ704、住民票上の住所沖縄県那覇市首里金城町１丁目48番地
債務者　岸本　幸一
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　照屋　俊幸
4　破産債権の届出期間　平成22年11月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月20日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１２８号
岩手県西磐井郡平泉町平泉字花立54番地31
債務者　齋**藤**　昌也
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
盛岡地方裁判所一関支部